

(社)映像文化製作者連盟と全視連の覚書(昭和61年3月25日)

(社)映像文化製作者連盟(以下「甲」という。)と全国視聴覚教育連盟(以下「乙」という。)は、各都道府県指定都市教育長あての文化庁次長通知「著作権法及び著作権法施行令一部改正について」(昭和59年12月21日付、庁文著第19号)に示す「法第38条第4項(現第5項)及び令第2条の2に関する留意事項」に基づき映画等の貸与に係わる補償金の扱いについて次のとおり覚書を締結する。

(主 旨)

第1条 本覚書は、著作権法の一部を改正する法律(昭和59年法律第46号)及び著作権法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第323号)の施行に伴う、著作権法(以下「法」という。)第38条第4項(現第5項)及び著作権法施行令(以下「令」という。)第2条の2に規定する、視聴覚センター・視聴覚ライブラリー、公共図書館等における公共サービスとしての映画、ビデオテープ、ビデオディスク等映画の著作物の複製物(以下、ビデオテープ、ビデオディスクについては「ビデオソフト」という。)の貸与に係わる、補償金の扱い等についての諸条件を了解することを目的として取り交わすものである。

(甲・乙の代表範囲)

第2条 甲は、甲に所属する会員製作者(以下「甲の会員」という。)を代表し、乙は、乙の会員である都道府県指定都市単位団体を構成する地方公共団体設置の視聴覚センター・視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー等」という。)を代表するものとする。甲・乙は、年一回それぞれの会員名簿を交換し相互に会員の異動状況を報告するものとする。

(16ミリ・8ミリ教育映画の補償金の扱い)

第3条 甲の会員が製作・販売する16ミリ・8ミリ教育映画については、従来から視聴覚ライブラリー等へ貸出利用を前提として許諾し販売している経緯に鑑み、販売価格については従来通りとすることとし、視聴覚ライブラリー等に対しては、貸与に伴う補償金の別途請求は原則としてしないこととする。

(ビデオソフトの補償金の扱い)

第4条 甲の会員が製作・販売するビデオソフトを視聴覚ライブラリー等が購入し貸与するための補償金の扱いについては、次の各号によることとする。

(1) 視聴覚ライブラリー等が当該ビデオソフト購入代金支払いの時点で、補償金の支払いが完了できるよう配慮し、補償金は当該ビデオソフト購入代金に含むことを原則とする。

(2) ビデオソフトの補償金を含む販売価格は、甲の会員個々の営業方針、作品の製作条件等に基づいて定められるものであって、甲が統一的に定めることをしないものとする。

ただし、販売価格はその態様、利用実態などを勘案して、16ミリ教育映画の販売価格の30%~40%相当額、又は学校等一般向けのビデオソフト販売価格の100%~150%増し相当額を目安として設定するものとする。

(3) 甲の会員は、視聴覚ライブラリー等に貸与用として販売するビデオソフトには、学校等一般向けに販売するビデオソフトとの識別を明確にするためにビデオソフトの本体又は

ケース等に補償金を含むことを証明する「シール」を貼付する措置を講ずることとする。
また、甲の会員が発行する映画・ビデオソフトの目録、作品毎のパンフレット等に、視聴覚ライブラリー等向けの販売価格を明示するよう配慮することとする。
ただし、専ら視聴覚ライブラリー等のみ販売することを目的としたビデオソフトについてはこの限りでない。

2. 視聴覚ライブラリー等が本覚書締結以前に取得した甲の会員の製作・販売するビデオソフトについては、付則で定めることとする。

(寄贈を受け又は管理委託を受けたビデオソフトの扱い)

第5条 甲の会員が製作・販売するビデオソフトを視聴覚ライブラリー等が外部から寄贈を受け、又は学校教育施設その他所有の当該作品の共同管理委託を受けた場合にこれを貸与するときは、当該視聴覚ライブラリー等は前条の規定に準じた相当額補償金を支払うこととする。

ただし、甲の会員の製作・販売するビデオソフトのスポンサー等が著作権処理を済ませて視聴覚ライブラリー等に寄贈したものはこの限りでない。

付 則

1. 視聴覚ライブラリー等が本覚書締結以前に取得した甲の会員の製作・販売するビデオソフトについては、予め甲の会員から当該作品について貸与に係わる許諾を得て購入したものを除き本覚書第2条の規定に準じた相当額の補償金を甲の当該会員に支払うものとする。ただし甲の当該会員から請求のないものはこの限りでない。
2. 視聴覚ライブラリー等は、著作権者の許諾なしにビデオソフトが複製されるなど、著作権者の経済的利益が損なわれる行為が生じないようにするため、ビデオソフトの貸与に当たっては利用上の制限を明確にするなど利用者の逸脱行為の防止に十分努めることとする。
3. 視聴覚ライブラリー等が理由の如何にかかわらず、ビデオソフトを有償で上映又は貸与する場合は、法第26条の規定により、著作権者の許諾を得なければならないものであり、本覚書は及ばないものとする。
4. 本覚書記載事項又は記載事項以外に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議の上善処するものとする。
5. 本覚書の改定が必要となった場合は、甲・乙協議の上改定を行えるものとする。
6. 本覚書は、相互が捺印した日から起算して30日後に効力が発生するものとする。
7. 本覚書は式通作成し、甲・乙両団体代表者が捺印の上、各壺通をそれぞれが保管することとする。